| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （休業給付を行わない期間）<br>**第一条の七**　［略］<br>一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間<br>二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間及び同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間 | （休業給付を行わない期間）<br>**第一条の七**　［同上］<br>一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百四十二条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間<br>二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（更生保護事業法施行規則の一部改正）

**第四条**　更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号を次のように改める。

様式第二十号（第二十九条関係）

（宿泊型保護事業用）

保　護　簿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （ふりがな）<br>氏　名<br>生年月日 | | 年　月　日生　男・女 | | |
| 種別 | 委託保護 | 補導援護・救護 | (1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者<br>(4)保護観察付執行猶予者　(5)刑執行停止中の者 | 保護観察期間　．．～．． |
| | | 更生緊急保護 | (一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)刑執行猶予確定前<br>(四)刑執行猶予確定後　(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金又は科料<br>(七)労役場出場・仮出場　(八)少年院退院・仮退院<br>(九)実刑部分執行終了 | 法定期間　．．～．．<br>更生保護法第85条第4項ただし書適用の有無　有・無 |
| | 任意保護 | | (ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了　(ウ)その他 | 種別異動状況　有・無 |

| 保護の状況 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入所年月日 | ．． | | | 退所年月日 | ．． | | |
| 委託保護 | | | | | 任意保護の状況 | 特記事項 | |
| 受託等年月日 | 補導援護（一般） | 食事付宿泊 | 宿泊 | 委託保護終了予定日 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 保護の実施結果 | 食事の給与日数 | | | 宿泊の供与日数 | | | その他の保護 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 補導援護・救護 | 更生緊急保護 | 任意保護 | 補導援護・救護 | 更生緊急保護 | 任意保護 | |
| | | | | | | | |

| 退所時の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 退所理由 | (1)円満退所　(2)勧告退所　(3)無断退所<br>(4)事故退所　(5)その他 | 遺留金品 | 有・無 |
| 退所先 | (1)親族　(2)知人・友人　(3)下宿・借家等　(4)就業先　(5)社会福祉施設<br>(6)その他　(7)不詳 | | |
| 退所時の職業 | (1)専門的・技術的職業従事者　(2)管理的職業従事者　(3)事務従事者　(4)販売従事者<br>(5)サービス職業従事者　(6)保安職業従事者　(7)農林・漁業作業者　(8)運輸・通信従事者<br>(9)技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者　(10)無職者　(11)不詳 | | |

| 退所後の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 訪問支援・フォローアップの実施状況 | 受託等年月日 | 委託保護終了予定日 | 区分 | 備考 |
| | | | (1)生活相談<br>(2)特定補導 | |